

(別紙)

調査要領

1 調査対象施設

別添に掲げる施設のうち、2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)を対象とする。

2 調査基準日

令和4年3月31日(木)

3 記入要領

(1) 「施設名」欄

施設の名称を記入すること。

(2) 「棟の名称」欄

棟ごとの名称を記入すること。

名称が無い場合も「A棟」、「B棟」などと記入し、明確に分けること。

(3) 「施設種別」欄

ドロップリストから該当する施設種別を選択すること。

(4) 「設置区分(公立・私立)」欄

施設の設置区分に応じて、ドロップリストから「公立」(公設民営含む。)または「私立」を選択すること。

(5) 「昭和57年以降に建築された棟(B)」欄

昭和57年以降に建築された建物である場合は「○」を選択すること。

※(B)で「○」を選択する場合(C)～(R)及び理由は入力しないこと。

(6) 「昭和56年以前に建築された棟(C)」欄

昭和56年以前に建築された建物である場合は「○」を選択すること。

上記(5)の(B)欄と本(C)欄のいずれかのみ「○」を選択すること。

※(C)で「○」を選択する場合(B)は入力しないこと。

(7) 「Cのうち、耐震診断実施済の棟(D)」欄

上記(6)のうち、耐震診断を行った建物である場合は、「○」を選択のうえ、下記①～⑤のうち該当するもの(1つ)を選択すること。

※(D)で「○」を選択する場合(K)～(O)は入力しないこと。

① 「Dのうち、耐震性が確保されている棟(E)」欄

耐震診断の結果、耐震性が確保されていると判定された場合は「○」を選択すること。

② 「Dのうち、耐震改修済の棟（F）」欄

耐震改修が完了している場合は「○」を選択すること。

③ 「Dのうち、耐震改修中の棟（G）」欄

調査基準日現在、耐震改修中である場合は「○」を選択すること。

④ 「Dのうち、R4.4以降、移転、改築、耐震改修予定の棟（H）」欄

令和4年4月以降、移転、改築または耐震改修を予定している場合は「○」を選択すること。

⑤ 「Dのうち、R4.4以降、廃止予定の棟（I）」欄

令和4年4月以降、廃止を予定している場合は「○」を選択すること。

(8) 「Cのうち、耐震診断未実施の棟（K）」欄

上記(6)のうち、耐震診断を実施していない建物である場合は、「○」を選択のうえ、下記①～⑤のうち該当するもの(1つ)を選択すること。

※ (K)で「○」を選択する場合(D)～(I)は入力しないこと。

① 「Kのうち、耐震改修済の棟（L）」

耐震改修が完了している場合は「○」を選択すること。

② 「Kのうち、耐震改修中の棟（M）」欄

調査基準日現在、耐震改修中である場合は「○」を選択すること。

③ 「Kのうち、R4.4以降、移転、改築、耐震改修予定の棟（N）」欄

令和4年4月以降、移転、改築または耐震改修を予定している場合は「○」を選択すること。

④ 「Kのうち、R4.4以降、廃止予定の棟（O）」欄

令和4年4月以降、廃止する予定の場合(場所を移転する場合も含む。)は「○」を選択すること。

(9) 「Dが○の場合E～Iに、Kが○の場合L～Oに、該当しない主な理由(R)」欄

(D)で○を選択したが、(E)～(I)のいずれにも該当しない場合、または(K)で「○」を選択したが、(L)～(O)のいずれにも該当しない場合は、ドロップリストから理由を選択すること。

(10) 「Rが『その他(自由記載)』の場合の理由」欄

(R)で「その他(自由記載)」を選択した場合は、具体的な理由を記載す

ること。

(11) (1) ~ (10) の記載後、○及び理由を選択したセル、(10) で具体的な理由を記載したセルが無色である（灰色でない）ことを確認すること。

※灰色である場合は、同時に選択してはいけない複数のセルで○を選択している等の記入誤りがありますので、無色となるよう記入誤りを修正のうえ提出すること。

注1) 前回調査まで回答項目としていた「建築年度」「Is 値」「Iw 値」については削除し、様式内文言の変更および集計方法の省力化等を行っております。

(別添)

調査対象施設一覧

4 老健局関係施設

- (1) 養護老人ホーム ※(2)を除く。
- (2) 小規模養護老人ホーム (定員 29 人以下)
- (3) 特別養護老人ホーム ※併設されるショートステイの居室を含む。(4)を除く。
- (4) 小規模特別養護老人ホーム (定員 29 人以下) ※併設されるショートステイの居室を含む。
- (5) 軽費老人ホーム (A型・B型)
- (6) 軽費老人ホーム (ケアハウス) ※(7)及び(8)を除く。
- (7) 都市型軽費老人ホーム
- (8) 小規模ケアハウス (定員 29 人以下)
- (9) 老人デイサービスセンター
- (10) 老人短期入所施設 ※他の項目に記載するものを除く。
- (11) 介護老人保健施設
- (12) 小規模介護老人保健施設 (定員 29 人以下)
- (13) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (14) 認知症高齢者グループホーム
- (15) 認知症対応型デイサービス
- (16) 介護予防拠点
- (17) 地域包括支援センター
- (18) 夜間対応型訪問介護事業所
- (19) 生活支援ハウス
- (20) 老人福祉センター
- (21) 在宅複合型施設
- (22) 老人介護支援センター (在宅介護支援センター)
- (23) 有料老人ホーム ※(24)及び(25)を除く。
- (24) 小規模介護付きホーム(定員 29 人以下であって、特定施設入居者生活介護の 指定を受けているもの)
- (25) サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者の居住の安全確保に関する法律第 5 条の規定により登録されている賃貸住宅)

- (26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (27) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (28) 介護医療院 ※(29)を除く。
- (29) 小規模介護医療院（定員 29 人以下）